

議案第 21 号

みよし市手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、多機能端末機を用いた証明書の交付に係る手数料の額の特例を定めるため必要があるからである。

みよし市手数料条例の一部を改正する条例

みよし市手数料条例（昭和 3 9 年三好町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第 2 項に見出しとして「(三好町手数料条例の廃止)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（多機能端末機による交付の場合の手数料の額の特例）

- 3 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）により交付する別表第 1 に掲げる住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、住民票記載事項証明、戸籍証明書の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付及び租税公課に関する証明に係る手数料の額は、それぞれ同表に定める手数料の額から 1 0 0 円を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

みよし市手数料条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 略 <u>(三好町手数料条例の廃止)</u> 2 略 <u>(多機能端末機による交付の場合の手数料の額の特例)</u> <u>3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）により交付する別表第1に掲げる住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、住民票記載事項証明、戸籍証明書の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付及び租税公課に関する証明に係る手数料の額は、それぞれ同表に定める手数料の額から100円を減じた額とする。</u>	附 則 1 略 2 略